

包装の適正化に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市消費生活条例第17条第1項の規定に基づく包装基準（昭和59年10月4日京都市告示第166号。以下「包装基準」という。）の実施に際し、包装の適正化を図るため必要な事項を定めるものとする。

(算出方法)

第2条 包装基準3(1)アの空間容積の比率（以下「空間容積率」という。）の算出方法は、別表のとおりとする。

(二次使用目的の包装に関する事項)

第3条 包装基準3(1)エの二次使用機能とは、内容品の保護、内容品の品質の保全等の一次的機能を果たした後に、当該包装の形状、材質等から一定の用途に使用し得ることが容易に認められる包装（以下「二次使用目的の包装」という。）において、本来の機能として販売されている商品と同程度の品質及び性能を有することをいう。

2 二次使用目的の包装が包装基準3(1)イに該当する場合において、前項の品質及び性能を有するために必要があると認められるときは、やむを得ない事情に当たるものとする。

3 事業者は、二次使用目的の包装をした商品を販売するときは、内容品についてそれぞれの品名及び数量を表示するよう努めるものとする。

4 事業者は、前項の商品を販売するときは、当該包装の材質、用途及び使用上の注意を表示するよう努めるものとする。

(詰め合わせ又は抱き合わせをした商品に関する事項)

第4条 事業者は、詰め合わせ又は抱き合わせをした商品を販売するときは、内容品を容易に識別できるよう努めるものとする。

2 事業者は、前項の商品を販売するときは、内容品についてそれぞれの品名、数量を表示するよう努めるものとする。

(事業者名等の表示)

第5条 事業者は、包装商品について責任の所在を明らかにするため、氏名及び住所（法人の場合は、その名称及び所在地）その他必要な事項を当該包装に表示するものとする。

(事業者の意見の聴取)

第6条 市長は、包装基準3(1)のアからオのいずれかに該当する包装が、やむを得ない事情があると認めた商品群の包装に当たらないときは、当該事業者の意見を聴くものとする。ただし、速やかに指導することが適当であると認められるときはこの限りでない。

(審議会の意見の聴取)

第7条 市長は、包装基準の適合を判定するに当たり、必要があると認めるときは、京都市消費生活審議会の意見を聴くものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、包装の適正化を図るため必要な事項は、文化市民局くらし安全推進部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年6月1日から実施する。

(関係要綱の廃止)

2 包装の適正化の指導に関する要綱（昭和60年3月1日実施）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和４年７月１日から実施する。

空間容積率の求め方

1 包装容積の算出方法について

- (1) 縦、横、高さは、原則として、内のを計測する。
ただし、折り返しにより枠を形作っている紙等の箱で、箱枠の厚みが1 cmを超える場合は、外のを計測する。
- (2) 外箱と内箱のある場合は、内箱を計測する。
ア 内箱の高さが内容品の高さより低い場合は、内容品の高さをその内箱の高さとして計測する。
イ 外箱の枠の厚みが必要な程度を超えており、外見上、外箱で商品の大きさを判断するような販売されている場合は、外箱の外のを計測する。
- (3) 箱の構造上欠くことができないと認められる場合を除き、仕切り板等は存在しないものとみなして計測する。
- (4) 袋詰めされた商品は、内容品を均一にならした状態で、外のを計測する。
- (5) 内容品の収納部分とその他の部分の境目が一見して明らかな場合は、包装フィルムの接着部分等の縁取りは存在しないものとして計測する。
ひねり包装の場合は、ひねり部分より上の部分は存在しないものとして計測する。

2 内容品体積の算出方法について

- (1) 内容品とは、商品の中身であり、一切の包装を取り払ったものをいう。
- (2) 内容品体積とは、内容品が内接する最小の直方体の体積とする。ただし、直方体とみなすと包装の内りの実測値を超える等の場合はこの限りでない。
- (3) 内容品体積は、内容品が複数ある場合はそれぞれの内容品体積を合計して算出する。
- (4) 易損品については、商品保護のため通常以上に仕切りや緩衝材を必要とするため、内容品の周囲（縦、横、高さ）0.5 cm 以内の空間を加えた体積をその内容品の体積とみなして算出する（計算上は、縦、横、高さの計測値にそれぞれ1 cm 加算して算出する。）。
- (5) 食品等で最小単位の包装を内容品とみなすことが必要と認められる場合で、袋詰め包装のときは、内容品を均一にならず、或いは一方に寄せる等により、できるだけ直方体に近づけた状態で計測する。
ア 包装フィルムの接着部分などの縁取り部分及び内容品を寄せた場合の収納部分の余剰空間については、原則として折り込むものとする。
イ 折り込まれない状態で収納されることが一般的であると認められる場合は、当該内容品の収納場所の実測値を超えない範囲で、幅1 cm までを内容品の長さを含めて、体積を算出する。
ウ ひねり包装の場合は、アによって算出した体積と、ひねり部分は折り込まない状態でひねり部分より上の部分は存在しないものとして計測した数値の高さに0.5 cmを加算して算出した体積のうち、小さいものを体積とする。
- (6) 通常、一体として内容品とみなされるものは、分解等によって分割が可能であり、分割後にそれぞれが商品となる場合であっても、分割しないで算出する。

3 空間容積率の算出方法について

$$\text{空間容積率（％）} = \frac{（\text{包装容積}） - （\text{内容品体積}）}{（\text{包装容積}）} \times 100$$

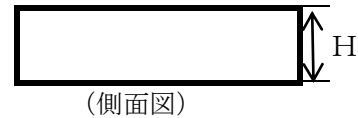
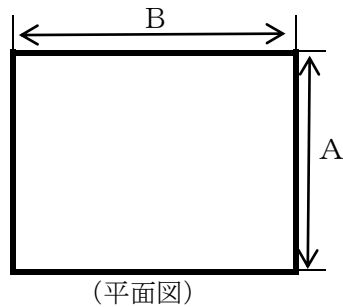
4 算出例

(1) 包装容積

包装容積＝ V 包装の縦＝ A 、横＝ B 、高さ＝ H

1 直方体の包装については、その実質の容積を算出する。

(算出例) 計算式 包装容積 $V = A \times B \times H$

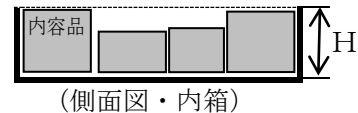
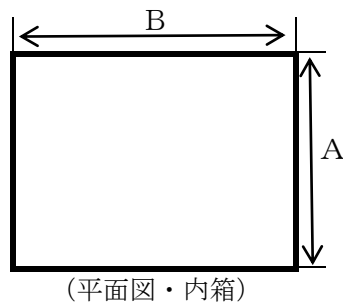


2 外箱及び内箱から成る直方体の包装については、内箱の縦及び横の長さ並びに高さを測定して容積を算出する。ただし、内箱の高さを超えて内容品が収納されているときは、その収納された状態において最も高い内容品の部分の高さを内箱の高さとみなして算出する。

(算出例)

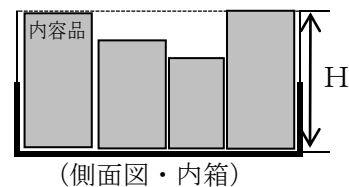
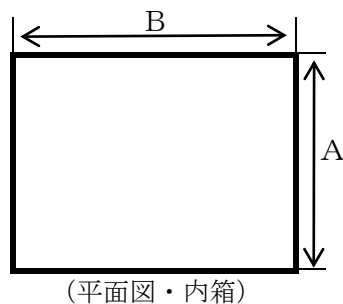
① 内箱の高さを超えないで内容品が収納されているとき

計算式 包装容積 $V = A \times B \times H$



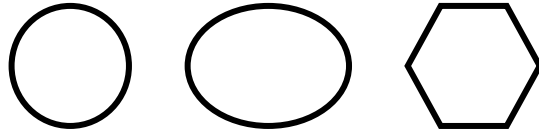
② 内箱の高さを超えて内容品が収納されているとき

計算式 包装容積 $V = A \times B \times H$



3 1及び2により難い包装については、その形状等を考慮して容積を算出する。

(見本：円形その他)



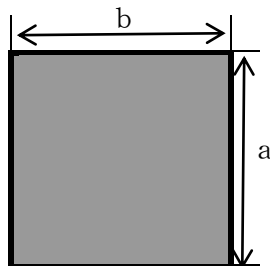
ただし、これらの形状の包装が、直方体の包装に入れられている場合は、1、2により直方体の容積を算出する。

(2) 内容品体積

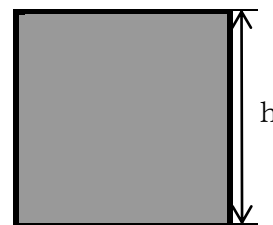
内容品体積＝ v 内容品の縦＝ a 、横＝ b 、高さ＝ h

1 直方体の内容品については、その実質の体積を算出する。

(算出例) 計算式 内容品体積 $v = a \times b \times h$



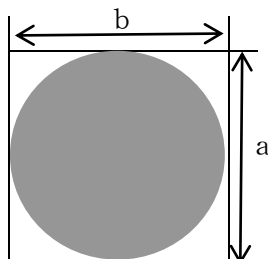
(平面図)



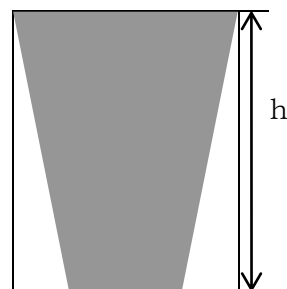
(側面図)

2 円すい形、円筒形等の内容品については、当該内容品を収納することができる最小の直方体の体積を当該内容品の体積とみなして算出する。

(算出例 1) 計算式 内容品体積 $v = a \times b \times h$

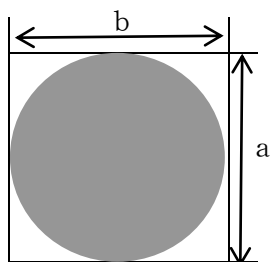


(平面図)

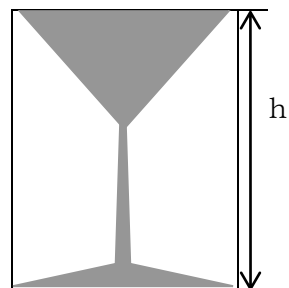


(側面図)

(算出例2) 計算式 内容品体積 $v = a \times b \times h$



(平面図)



(側面図)

3 1及び2により難い内容品については、その形状等を考慮して体積を算出する。

(例示：詰め合わせ等の商品で、直方体で体積を計算することが適当でない場合)

